事務事業の評価結果の審査について

答 申 書

2023(令和5)年12月27日 伊賀市行政事務事業評価審査委員会

I. はじめに

この度、伊賀市行政事務事業評価審査委員会(以下「委員会」という。)では、地方自治法に基づく指定管理者制度により管理運営されている公の施設のうち、事務事業レビューの結果として示された22件の指定管理案件について、市長からの諮問を受け、指定管理者制度のあり方を中心に審査を実施しました。

答申をまとめるにあたり、「事務事業レビュー結果(指定管理者制度)の審査について」の諮問に基づき、行政事務の遂行において担当課だけではなく全庁的な対応を要する『全体総括』と、諮問対象となった各個別事業に特化した対応が必要と考えられる『個別内容』に分けて整理しました。

審査では「令和5年度 専門家チームヒアリング結果報告書」による専門家の意見を考慮しつつ、委員会として市民の視点に立った審査を行い、意見をまとめました。

当委員会が発足してから2年目となる本年度の審査は、10月2日から12月4日までの計7日間にわたり行われ、この期間中、委員の皆様には、熱心な議論と尽力をいただき、心から感謝申し上げます。

この答申内容が市の行財政運営において的確に反映され、「~勇気と覚悟が未来 を創る~ひとが輝く地域が輝く伊賀市」というビジョンの実現に寄与することを強 く期待しています。

> 令和5年12月27日 伊賀市行政事務事業評価審査委員会 委員長 小林 慶太郎

Ⅱ. 事務事業レビュー結果の審査について

1. 対象施設一覧

番号	対象施設			
(1)	伊賀市ミュージアム青山讃頌舎			
2	伊賀市文化会館、あやま文化センター、青山ホール			
3	蓑虫庵			
4	史跡芭蕉翁生家			
5	岩倉峡公園キャンプ場			
6	伊賀市体育施設(いがまちスポーツセンター)			
7	伊賀市体育施設(大山田東グラウンド・東体育館)			
8	伊賀市体育施設(上野運動公園野球場・競技場・テニスコート・スポーツセンター、上野緑ケ丘テニスコート、伊賀上野武道館、ゆめが丘テニスコート・多目的広場、伊賀市民体育館、伊賀市民弓道場、伊賀市民体育館管理棟、島ヶ原運動広場、阿山第1・第2運動公園、青山テニスコート、青山グラウンド、阿山B&G海洋センター・艇庫、大山田B&G海洋センター・艇庫)			
9	伊賀市総合福祉会館			
10	伊賀市盲人ホーム			
(1)	西柘植地区市民センター			
12	小田地区市民センター、島ヶ原会館			
13	赤井家住宅			
14)	史跡旧崇広堂、旧小田小学校本館、入交家住宅、名勝及び史跡 城之越遺跡			
(15)	伊賀市放課後児童クラブ(放課後児童クラブ第2フレンズうえの)、伊賀市放課後児童クラブ(中瀬放課後児童クラブネバーランド)、伊賀市放課後児童クラブ(上野北放課後児童クラブ)			
16	伊賀市資源循環型農業推進施設 (菜の舎)			
17)	青山ハーモニー・フォレスト			
18	伊賀市集会施設 (阿保西部集会施設)			
19	だんじり会館			
20	阿山交流促進施設			
21)	伊賀燒伝統産業会館			
22	シルバーワークプラザ			

2. 全 体 総 括

専門家チームが報告書にまとめた「全庁的に改善して取り組むべき指摘事項」の内容を踏まえ、委員会による審査を通じて、伊賀市全体の課題として捉えるべき内容を以下の15点に示します。

【基本事項】

1. 公の施設の適格性

公の施設とは、地方自治法第244条第1項に規定する施設のことで「住民の福祉を増進する目的で利用できる施設」である旨が規定されている。

具体的には、「住民の福祉を増進する目的をもって設けるものであること」、「住民の利用に供するためのものであること」といった要件により判別することになる。

また、公の施設の適格性を検討する際には、これら基本要件に加えて、「施設の役割及び事業内容等が民間と競合していないか」、「施設の設置目的が、現在の社会経済情勢、市の政策・施策に合致しているか」の視点が不可欠になる。

以上のことから、公の施設の管理手法を検討する前段には、必ず公の施設としての適格性を十分に精査されるような体制を整えるとともに、市が設置する必要性を見出せない場合には、施設の廃止や移管等に向けて取り組み、十分な説明責任を果たされたい。

2. 施設管理手法の選定

公の施設の管理運営は、これまでの経緯や通念にとらわれることなく、それぞれの施設の設置目的や施設の役割・類型(設置目的と機能特性を踏まえた施設分類)等に立ち返り、現在の管理運営状況を点検の上で、指定管理者制度が妥当なのか、あるいは直接管理運営・委託などの手法がふさわしいのか等、最適な管理形態を選択されたい。

例えば、

- ①法令の制約や業務の専門性・特殊性に制限がないか。
- ②同種のサービスを提供している民間事業者が存在するか。
- ③安定的・継続的に提供できる民間事業者が存在するか。
- ④民間事業者に任せることで、利用ニーズに応じたサービス内容の充実や 民間のノウハウを活用できるか。
- ⑤市が直接管理運営する場合と同等の費用で、より大きな効果が見込まれるか。
- ⑥税負担ではなく使用料・利用料金によって運営を行なうことができるか。 といった視点が指定管理者制度導入に向けての重要な要素であるため、これ らを踏まえた仕組みを再構築されるとともに、施設管理手法の選択にあたって は十分な説明責任を果たされたい。

【指定管理者制度の導入・更新】

3. 募集要項・仕様書のあり方

現在の募集要項や仕様書に関しては、どの施設においても流用できるような内容となっている。

本制度の対象となる「公の施設」は、地方自治法第244条第1項において、定義されており、その設置目的は、各施設の設置条例で定められている。

さらに、指定管理者制度の本質は、民間のノウハウを活用して、行政による直接運営以上のサービスを市民等に提供することであり、そのためには広く民間事業者からの提案を受け入れることが重要である。

以上のことから、募集要項や仕様書の内容には、単に施設管理の内容を記載するだけではなく、施設ごとにある設置目的を達成するために求める業務内容や、市として指定管理者に期待することなどを明確に記載した上で、指定管理者の候補者を選定されたい。

また、新規事業者の参入や、創意工夫を促すための仕組みについても検討されたい。

加えて、公平・公正な選定につなげるためにも公募の段階で審査項目を明らか にすることが望ましい。

4. 指定管理者の候補者選定

指定管理者の候補者の選定において、公募による選定がわずか3件であり、 非公募による選定が54件も存在している。

伊賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(以下「手続条例」という)では、公の施設の管理を指定管理者に行わせる際には公募を行い、指定管理者の指定を受けようとするものから申請を受け付けて指定管理者を選定することと定めている。

一方で、手続条例の第5条においては特例措置として、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を活用した管理を行うことにより事業効果が明確に期待できると認められるときは、指定管理者の指定を受けようとするものからの申請によらず、指定管理者の候補者を選定することができると規定されている。

以上のことから、手続条例では指定管理者の候補者について、公募により申請された者と、第5条により申請が免除された者から選定することを規定していると解釈できる。

しかしながら、現状では手続条例とは異なる解釈のもと、第5条を適用された場合には、公募を行わずに指定管理者の候補者を選定していることが見受けられる。

指定管理者制度の趣旨からすると、原則として指定管理者の候補者は公募すべきであるが、非公募での候補者選定の可能性も排除できないことから、公募・非公募の基準を明確にした上で、現行の手続条例の改正が必要であると考える。

なお、候補者を公正かつ適正に選定するためには、「公募・非公募の判断が

妥当であるか」、「広く新規参入を促すような募集要項・仕様書になっているのか」といった視点による指定管理者選定員会の意見を公募の前段階から反映する仕組みが必要である。このためにも具体的には、それぞれの施設について最低3回程度の指定管理者選定委員会を実施し、仕様書や募集要項の精査、書面審査、事業者によるプレゼン審査を行うことが望ましい。

5. 横断的な取り組み

伊賀市では、文化交流・体験施設、文化財施設、観光施設などで所属ごとに切り分けられて指定管理者制度を導入しているが、事務効率を向上させるだけでなく、民間の活力を引き出すためにはスケールメリットを考慮する必要がある。

以上のことから、所属ごと、施設ごとに分割ではなく、民間ニーズを確認した上で、横断的な取り組みを検討されたい。

なお、スケールメリットを考慮する際には、類似施設を単に集約して指定管理者制度を導入するのではなく、例えば、賑わい創出のためには中心市街地推進課、文化財の保護と活用のためには文化財課といった形で、それぞれの担当課が主導する必要があり、その方針の下で全庁的に検討されたい。

また、多くの施設を管理する中では、管理運営が画一的にならないよう留意 し、各施設が独自のアピールポイントと個性を発揮できるような運営方法も同 時に検討されたい。

【指定管理者制度の運用】

6. モニタリングのあり方

審査過程における担当課との質疑応答では、担当課が施設の設置目的や業務 内容について十分に理解されていないケースが多く見られた。

現行の指定管理者制度運用マニュアル(改訂版、平成28年2月)の「第9章モニタリングについて」では、「安定的継続的にサービスを提供しているかどうかを監視し、さらに必要に応じ改善に向けた指導・助言を行い」と記載されているが、施設の設置者として責任を果たす立場にある担当課が現場の状況を把握していない状況では、モニタリングが効果的に機能しているとは到底考えられない。

本制度を適切に運用するためには、市職員が公の施設を通じて達成すべき政策や施策を正しく認識した上で、施設運営状況の評価、利用者ニーズの把握、コミュニケーション力などが求められるため、それらの能力向上に取り組まれたい。

7. モニタリングの評価基準

指定管理者の自己チェックによる5段階評価について、ほとんどの項目が最 高評価である5点で評価されている状況が見られる。しかし、指定管理者の鋭 意工夫を引き出すためには、仕様書の内容が実施できているという標準の点数は3点で評価するように改めるべきであり、指定管理者のより一層の改善を促すためにも、仕様書以上の内容が実施できている場合には4点や5点を配点する仕組みを構築されたい。

8. 外部評価のあり方

現在、施設の管理運営状況について指定管理者及び担当課によるモニタリングを実施されているが、より適正を期すためには、客観的な視点を取り入れることが必要である。

以上のことから、経営、法律、安全管理、会計などの専門性をもつ学識経験 者等による施設毎の外部モニタリングが必要であり、そのための仕組みの構築 を検討されたい。

9. 評価結果の活用

モニタリングや外部評価の結果が低い場合は、その背景や原因をエビデンス に基づき明確にすることが重要である。

事実に基づいて問題点を正確に把握した上で、課題の原因が明らかになった際には、改善や問題解決のための具体的な取組み方針を示した上で、これらの取組みが全庁的に定着し、効果的に運用されるための仕組みを構築することが望ましい。

10. 受益者負担のあり方

施設の安定した維持存続と事業継続には、利用料収入を得ることが不可欠である。これは指定管理者の事業改善へのモチベーションを高めると同時に公共施設マネジメントの観点からも重要である。施設の維持管理経費や減価償却費を考慮し、利用者に一定の施設コストを負担してもらうことは、公平性・公正性を担保する上で必要である。

また、減免すべき公益的な利用であっても、その施設やサービスを利用する 以上、一定のコストが発生することからも維持管理経費や光熱水費の一部を受 益者が負担することは必要なことである。

以上のことから、市として受益者負担に関する考え方を整理した上で、市民や地域団体の利用であっても、過度な減免や無償使用は避け、施設や施設の設置目的ごとに受益者負担として利用料を徴収されたい。

11. デジタル化の推進

公の施設を管理運営する際には、デジタル化を進めるとともに様々な方々が 利用しやすい環境を整えることが重要である。

例えば、

①オンライン予約、決済サービスなどの導入により多様な利用者のニーズ、

ライフスタイルに対応すること。

- ②使いやすい UI (ユーザーインターフェース) や多言語対応に対応すること。
- ③デジタルサービスに不慣れな方にも代替手段やサポートなどを提供すること。

などが考えられる。デジタル技術を活用して、利用者が安心、快適に施設を 利用できる環境を整えられたい。

12. 広報・PRの推進

潜在的利用者に対する施設内容の伝わりにくさや、施設自体の認知度の低さ、施設やサービスを利用するために必要な手続きや申請方法の分かりにくさが見受けられる。

以上のことからウェブサイトの改善や施設の魅力・特徴を効果的に伝えるための広報活動や広報戦略を検討し、全庁的に取り組まれたい。

【その他】

13. 地縁団体等の地域自治組織と指定管理のあり方

伊賀市自治基本条例では、住民自治の活動拠点の位置づけがあることから も、その活動拠点である地区市民センターに指定管理者制度を導入するのであ れば、地域の住民自治協議会が参画することが基本になり、非公募という選択 肢も考えられる。

現行の手続条例では、第5条に申請免除に関して規定されているが、非公募が可能であることが明確ではないため、条例改正を前提に、非公募による住民 自治協議会の参画を可能とする仕組みを検討されたい。

また、昨今の高齢化の進行は、地域活動の維持に影響を与えている。これらの社会情勢の変化を踏まえ、地域特性に応じた地区市民センターの管理のあり方についても検討されたい。

14. 地縁団体等の地域自治組織と指定管理に係る収益性

各地区市民センターには、施設規模、機能、立地などの収益性に差があり、 収益化には、自主事業の実施、利用料金設定など、それぞれの施設に応じた検 討が必要である。これらの検討は、住民自治協議会の創意工夫を奨励し、それ ぞれの地区市民センターの収益性を向上させるために重要な手段となる。

現行の地区市民センター条例では、施設使用料を徴収できないことから、収益化を促進するための条例の改正を検討されたい。

15. 公共施設マネジメントの推進

伊賀市は、2015年3月に「公共施設最適化計画」を策定し、公共施設の削減 総量を具体的に掲げ、アクションプランを作成して公共施設の最適化に取り組 んでいる。しかしながら、計画策定から9年が経過しようとしており、社会情 勢や施設の必要性の変化を踏まえた見直しの時期にきていると考えられる。

市民サービスの充実と持続可能な行政経営に資するためにも

- ①政策・施策の視点による施設の必要性
- ②ライフサイクルコストと費用対効果
- ③機能の複業化・集約化

といった視点が重要な要素であるため、それらを踏まえて公共施設マネジメントの仕組みを再構築されたい。

特に、人口減少の状況下で類似する施設が多く存在することは、持続可能な行政経営において多大な影響を与えるため、公共施設のスリム化や、施設の統合や廃止を重点的に取り組まれたい。

また、市有財産・資産の増加は、その管理に人件費も含めた多くの費用が必要となる。従って財産・資産の寄贈を受けるにあたっても、その財産・資産をどのように活用し、収益を上げるかという視点でルールを検討されたい。

委員会による審査の結果、その他については専門家チームが報告書にまとめた「全庁的に改善して取り組むべき指摘事項」の内容と同様の見解であり、その内容を委員会の答申内容として以下のとおり示します。

【指定管理者制度の導入・更新】

1. 指定管理者制度の適用・運用ガイドラインの整備

伊賀市は、指定管理者制度を積極的に利用して公共施設を管理してきたが、制度本来の趣旨を忘れ、施設管理委託のような意味合いで指定している施設が見受けられる。これを改善するため、施設ごとに民間のノウハウを導入する目的を再度見直し、本報告書の内容を前提にどの施設に対して指定管理者制度を導入するか、また、指定管理事業と自主事業を明確にすること等を示すガイドラインの再構築を早急に行うべきである。

2. 指定管理料の積算

指定管理者にとって適正な利益を確保していくことは、事業を安定して、継続的に、かつ市民サービスを向上させながら運営していくために必要不可欠であり、その実現には、適正な指定管理料のもと事業を行う必要がある。

このため、指定管理料の積算にはその施設における利用料金収入や指定管理 事業収入を加味し、そのうえで、人件費、施設維持管理経費(修繕費等)、事 業運営費に加えて、施設に係る直接経費以外の経費を一般管理費(従業員の福 利厚生費、雑費)として考慮するべきである。なお、自主事業収入については インセンティブとして、その収入は指定管理者に帰属するべきものである。

3. 適切な指定管理期間

指定管理期間は、市町村によっては3年と定めているところもあるが、特別な理由がない場合は5年とするべきである。短い期間では「指定管理者の計画的な設備投資が望めない」「携わる職員に対する研修が望めない」「PDCAサイクルによる改善効果が薄くなる」などの弊害がある一方、長期間になりすぎると既得権益化することで生じる弊害として、「第三者の新規参入が難しくなる」「引継ぎ時にトラブルとなるケースがある」「市担当者よりも長く業務に携わることになることで、市との関係性がいびつになることがある」等、最悪不祥事につながることもあり、5年程度が適切であると考える。

4. 協定書・仕様書の内容

指定管理者制度は単なるアウトソーシングの延長ではなく、市と指定管理者 との共創により、お互いが持つ強みを施設の運営に活かすことにより、新たな 価値を創造し、市民へのサービス向上を図るものである。

このため、協定書の内容は、単に委託内容を記載するものではなく、共創により何を実現したいのか、目標を明確にしていただきたい。そのうえで「1.

互いを対等の立場によるパートナーとして認め合い、コミュニケーションを重視すること」「2. 施設目的の効果的・効率的な達成目標を協定書に明記し、この目標を共有すること」「3. 制度運用の高い透明性の確保と、事業者のアイデアを尊重し適切に保護すること」「4. お互いの役割分担を明示し、互いの責任を明確化すること」これらを踏まえた内容とするべきである。

【指定管理者制度の運用】

5. 指標の設定

目標を据えるうえで、伊賀市として、その目標に対して現状の認識、日々の活動の有効性や効率性を図るためにも成果指標を設定するべきである。指定管理者制度の運用目標に基づくマネジメントの成否は、抽象的な施設の設置目的に対して、施設の特性や機能を考慮したうえで、どれだけ具体的な「指標」として落とし込めるかにかかっている。このため、客観的な評価を実施するためにも可能な限り数値目標による指標を設定していただきたい。

6. 決算書類の確認

収支決算書類は、事業ごとにセグメント別様式で作成することが必要である。(施設管理事業、指定管理事業、自主事業、その他事業など、それぞれの事業ごとに損益計算書を作成する)

その理由として、指定管理事業を中心とする様々な事業(活動)は、全体合計で纏められた様式ではなく、事業別(活動別)に詳細分析することによって、現場の見えにくい様々な課題を具体的かつ詳細に把握することができるためである。さらに、分析の結果行われる改善アクションを次の指定期間における積算額に反映する事により、指定管理業務の適切な支出ができているのか、指定管理料が業務内容に見合った金額となっているのか等を確認することが可能となる。なお、指定管理受託期間中に事業者の経営状況が急変することもあり、事業者の経営状況に起因した急な施設の運営停止などを防ぐリスク管理のため、施設に係る決算確認だけではなく受託事業者自身の決算書類の審査を毎年行うべきである。

7. 資産の棚卸の必要性

指定管理者制度適応施設に係る備品等の資産については、指定管理期間終了後、その帰属先についてトラブルになるケースも少なくない。また、指定管理者が適切に資産管理を出来ているのかということは、施設の運営上のリスクを回避するためにも重要な項目であるため、施設の資産状況について、モニタリング実施時等で棚卸し作業を毎年行うべきである。

【その他】

8. 指定管理者自身が維持運営していくための拠点と化した指定管理者制度適応施設の見直し

伊賀市では、上記で指摘した「非公募」での指定管理者選定を継続した結果、団体の事務所となっているとも受け取られかねない施設が見受けられる。

公共の施設はあくまで全ての市民のための施設であり、その管理のために指定管理者が事務スペースを置くことは問題ないが、指定管理事務量を超えた団体の運営事務所を施設内に置くことは既得権益化につながる恐れがあり問題である。この場合、その事務所スペースについては公共施設の目的外利用として賃借料を徴収するなど、指定管理業務と団体としての業務は分けるよう徹底いただきたい。

3. 個 別 内 容

個別内容の審査については、事務事業レビューで使用されている「レビュー結果整理シート」を用いて内容を整理し、別添のとおり示します。

なお、個別論点ごとの意見は「対応方針等に対する意見」欄に記載し、審査結果の概観や結論は、「総括」欄に記載しています。また、個別論点に対する意見を記載していないものは、委員会として特に異論は無く、速やかに進めていただきたいものです。

●個別内容一覧

番号	対象施設	頁
1	伊賀市ミュージアム青山讃頌舎	1
2	伊賀市文化会館、あやま文化センター、青山ホール	2
3	蓑虫庵	3
4	史跡芭蕉翁生家	4
5	岩倉峡公園キャンプ場	5
6	伊賀市体育施設 (いがまちスポーツセンター)	6
7	伊賀市体育施設(大山田東グラウンド・東体育館)	7
8	伊賀市体育施設(上野運動公園野球場・競技場・テニスコート・スポーツセンター、上野緑ケ丘テニスコート、伊賀上野武道館、ゆめが丘テニスコート・多目的広場、伊賀市民体育館、伊賀市民 弓道場、伊賀市民体育館管理棟、島ヶ原運動広場、阿山第1・第2運動公園、青山テニスコート、青山グラウンド、阿山B&G海洋センター・艇庫、大山田B&G海洋センター・艇庫)	8
9	伊賀市総合福祉会館	9
10	伊賀市盲人ホーム	10
11)	西柘植地区市民センター	11
12	小田地区市民センター、島ヶ原会館	12
13	赤井家住宅	13
14)	史跡旧崇広堂、旧小田小学校本館、入交家住宅、名勝及び史跡城 之越遺跡	14
15)	伊賀市放課後児童クラブ(放課後児童クラブ第2フレンズうえの)、伊賀市放課後児童クラブ(中瀬放課後児童クラブネバーランド)、伊賀市放課後児童クラブ(上野北放課後児童クラブ)	15
16	伊賀市資源循環型農業推進施設(菜の舎)	16
<u>17</u>	青山ハーモニー・フォレスト	17
18	伊賀市集会施設(阿保西部集会施設)	18
19	だんじり会館	19
20	阿山交流促進施設	20
21)	伊賀焼伝統産業会館	21
22	シルバーワークプラザ	22

Ⅲ. 今後の事務事業の評価について

1. 事務事業評価改善に向けた意見

事務事業評価のプロセスや手法そのものに対する委員会の意見を以下のとおり示します。

1. 施設の設置目的と関連計画

公の施設には、それぞれの設置目的が定められており、これらの上位には、より広範な施策や計画が位置付けられているはずである。全体的な目標が明確でなければ、その設置目的や指定管理業務の適切性を判断することは困難であるため、施設ごとの具体的な設置目的と、それを支える上位の施策や計画を整理した上で、それらの内容を基に施設そのものの評価を行われたい。

2. 施設の設置目的と指標

公の施設を管理運営した結果、設置目的がどの程度達成されているのか明確でない状況が見受けられるため、設置目的の達成度合を正確に評価するための 指標を設定されたい。

【資料】

伊デ第 481 号 2023 (令和5) 年 10 月2日

伊賀市行政事務事業評価審査委員会 委員長 様

伊賀市長 岡本 栄 (公印省略)

事務事業評価結果の審査について(諮問)

伊賀市行政事務事業評価審査委員会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について、別添資料を付して貴委員会の意見を求めます。

5

- ・令和5年度事務事業レビュー結果(指定管理者制度)の審査について
- ・ 今後の事務事業評価のあり方について

審 議 経 過

新							
開催日 開催日		主な審査内容					
第1回	令和5年 10月2日(月)	 ・諮問 ・議事 指定管理者制度の解説 令和5年度専門家チーム報告書の説明 本年度審査の進め方 ・その他 前年度の答申に対する取り組み状況の説明 					
第2回	令和5年 10月16日(月)	 ・議事 ①伊賀市ミュージアム青山讃頌舎 ②伊賀市文化会館、あやま文化センター、青山ホール ③蓑虫庵 ④史跡芭蕉翁生家 ⑤岩倉峡公園キャンプ場 					
第3回	令和5年 10月23日(月)	・議事 ⑥伊賀市体育施設(いがまちスポーツセンター) ⑦伊賀市体育施設(大山田東グラウンド・東体育館) ⑧伊賀市体育施設(上野運動公園野球場他) ⑩伊賀市盲人ホーム ⑨伊賀市総合福祉会館					
第4回	令和5年 10月30日(月)	・議事 ①西柘植地区市民センター ②小田地区市民センター、島ヶ原会館 ③赤井家住宅 ④史跡旧崇広堂、旧小田小学校本館、入交家住宅、名勝及び史跡城之越遺跡 ⑤伊賀市放課後児童クラブ(放課後児童クラブ第2フレンズうえの、中瀬放課後児童クラブ、バーランド、上野北放課後児童クラブ)					
第5回	令和5年 11月13日(月)	・議事 ⑥伊賀市資源循環型農業推進施設(菜の舎) ①青山ハーモニー・フォレスト ⑧伊賀市集会施設(阿保西部集会施設) ②シルバーワークプラザ					
第6回	令和5年 11月27日(月)	・議事 ⑩阿山交流促進施設 ⑪伊賀焼伝統産業会館 ⑲だんじり会館					
第7回	令和5年 12月4日(月)	・審査内容の総括					

伊賀市行政事務事業評価審査委員会委員名簿

(敬称略)

任期: 2022年10月31日~2024年10月30日

委員(号)	委員(詳細)	氏名	所属等
1 号委員 (委員長)	学識経験を有する者	小林 慶太郎	四日市大学
2号委員	市が設置する附属機関の委員	舩見 くみ子	伊賀市総合計画審議会
2号委員	市が設置する附属機関の委員	井上 順子	伊賀市多文化共生推進 プラン委員会
2号委員	市が設置する附属機関の委員	松村 元樹	伊賀市地域福祉計画推 進委員会
2号委員	市が設置する附属機関の委員	藤本 久司	伊賀市教育行政評価委員会
3号委員	市民からの公募による者	髙橋 健作	公募委員
4 号委員 (副委員長)	前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者	安本 美栄子	(元伊賀市議会議員)
4号委員	前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者	久保 千晴	(移住者)
4号委員	前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者	尾登 誠	(経済界)
4号委員	前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者	西口 真由	(若者会議会員)

○伊賀市行政事務事業評価審査委員会条例

令和3年12月28日条例第26号

(設置)

第1条 本市が実施する事務事業(以下「事務事業」という。)の評価結果を審査するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、伊賀市行政事務事業評価審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1)事務事業の評価結果の審査に関すること。
- (2)事務事業の評価方法に関すること。
- (3)前2号に掲げるもののほか、事務事業の評価に関する事項で市長が必要と認めるもの

(組織)

- 第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1)学識経験を有する者
- (2)市が設置する附属機関の委員
- (3)市民からの公募による者
- (4)前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員の再任は、妨げない。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長を定めない場合にあっては、委員会の会議は、市長が招集する。
- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、第2条に定める所掌事項の遂行に当たり、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。 (庶務)

第8条 委員会の庶務は、デジタル自治推進局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。